

美郷町補助金等改革方針



平成26年10月

美 郷 町

＝第3次美郷町行政改革大綱＝

美郷町補助金等改革方針

補助金及び交付金（以下補助金等という）は、産業の振興や、公益的な住民活動を活性化する等、行政全般にわたり補完的な役割を果たしてきました。

しかしながら、補助金等交付の長期化により既得権化し、交付団体等の自立を阻害する弊害も指摘されます。

また、普通交付税の合併算定替えが平成27年度で終了し、平成33年度に完全一本算定（平成28年度から平成32年度までに段階的に減額）になりますが、この影響により平成29年度には財源不足になる見込みであることを鑑みると、行財政改革の一環として補助金等の改革は避けて通れない事項です。

補助金等の改革にあたっては、縮減や廃止のみを目的とするのではなく、公平性・透明性・公益性を確保しつつ、交付団体の自立を促進し、住民の自発的な活動を支援する補助金等制度の確立を目指すこととします。

第1 補助金等改革の基本的な考え方

1 事業費補助を原則とする

補助金等の交付は事業費を対象とし、団体運営に関する経費は原則として対象としません。団体運営補助は激変緩和期間においては対象経費を限定したうえで、段階的に減額し自立を促すこととします。

2 補助率・補助単価の明確化

補助率・補助単価の数値基準・根拠を明確にします。

3 終期を設定する

原則として終期を設定することとします。特に継続が必要と認められるものについては、定められた終期以降は補助金等の額を段階的に減額することとします。

4 予算枠の設定

公募や要望調査等により実施する事業については年間の予算枠を設定します。

5 補助金等事業の情報公開

公平性・透明性・公益性を確保するため、対象事業の情報（事業内容、実績等）を住民へ公開します。公開することにより対象団体等の自覚を促し、事業成果の高上にも繋がります。

6 住民提案型補助金制度の推進

住民が自ら考え自ら活動する、まちづくりや地域の自立を推進する活動を支援し、このことを通じて、町全体にまちづくりや地域の自立の機運を高めることとします。

5 改革による激変緩和期間

平成27年度から平成29年度の3年間を見直しによる激変緩和期間とし、対象団体等への周知を行います。

第2 補助金等交付基準

「第1 補助金等改革の基本的な考え方」に基づき、公平性・公益性が確保された補助金等であるか審査するための判断基準を設け、毎年度、予算査定の際に審査いたします。

1 補助金等事業の適格性

- (1) 要綱に基づき補助されるものであること。
- (2) 事業の目的・内容が明確であること。
- (3) 住民自治、社会福祉の推進、教育の推進及び産業の振興等の分野において町が積極的に推進するうえで、支援が必要と認められるものであること。

2 補助金等事業の有効性

補助金等の交付による効果が認められる事業であること。

3 事業費補助の原則

- (1) 団体等が行う事業に用途を限定して交付していること。
原則として経常的な運営費は対象としないが、設立当初やむを得ない場合や、団体の性格上運営費を対象とする必要がある場合は、公益性・公平性等を十分に精査したうえで交付することとします。
- (2) 交際費、慶弔費、食糧費及び視察研修旅費は原則対象としません。ただし、食糧費及び視察研修旅費については直接事業に関わる場合は対象といたします。
- (3) 激変緩和期間においては、団体等運営費に係る補助金等は、前号に基づき対象経費を限定し、段階的に交付額の減額を行うこととします。

4 補助率・補助単価の明確化の原則

補助率・補助単価の数値基準・根拠を明確にすること。同じ性質の事業については課間、担当間で横断的に調整することとします。

5 終期設定の原則

- (1) 町単独補助金等事業は3年以内を原則として終期を設定することとします。3年を経過した補助金等事業については廃止若しくは見直しを行います。
特に継続が必要と認められる事業については、5年を期限とし4年目以降は交付額を段階的に減額することとします。

(2) 国や県の事業については、当該制度によるものとします。

6 予算枠設定の原則

公募や要望調査等により実施する事業については年間の予算枠を設定すること。予算枠を超えて申し込みがある場合は次年度で実施する等の調整を行うこととします。

第3 補助金等改革基準

1 現行維持とするもの

- (1) 法令等により町が補助金等を交付することが義務付けられているもの。
- (2) 国、県の補助金等を財源の一部として充てる事業のうち、町の負担が義務的であるもの。
- (3) 財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの。
- (4) 対象事業、団体等の適格性、補助の有効性が高く、現行水準を維持する必要があるもの。

2 縮小するもの

- (1) 設立から3年を経過した団体等の経常的な運営に対する補助金等。
- (2) 設置から3年を経過した補助金等

3 廃止するもの

- (1) 対象事業の適格性が認められないもの。
- (2) 補助の有効性が認められないもの。
- (3) 団体等の適格性が認められないもの。
 - ① 団体等の適格性
 - 1) 補助金等の目的が団体等の目的と合致していること。
 - 2) 団体等の会計処理が適切であること。
 - 3) 団体等の実績報告、精算等の処理が適切であること。
 - 4) 団体等が税金等の滞納がないこと。
- (4) 対象事業、団体等の適格性及び補助金等の有効性が著しく低いもの。

4 補助金及び交付金から費用変更とするもの

事業手法を見直し、町の直営又は委託方式等に変更する必要があるもの。

5 予算枠の設定が必要なもの

公募や要望調査等により実施するもの。